

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	衛藤 恵理香
論文題目	『常陸国風土記』の方法——包摂される歌謡の意義——		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、『常陸国風土記』における歌謡の位置付けとその採録の意図を考察したものである。</p> <p>序章では、『常陸国風土記』研究における歌謡の位置付けには課題が残ることを明らかにしている。</p> <p>第一章では、茨城郡高浜条の本文の異同に着目し、徹底した訓詁によって、現在の校訂本文「三夏熱朝、九陽金夕」とある「朝・夕」は「潮・汐」の義であり、さらに本文中の「嘯」の用字に治世の整いを示す意図が窺われるとする。従来、これらの情景描写は土地の者の視点とされてきたが、使用された漢語の典拠を検証する限り、統治する側の官人らの視点であることを明らかにした。また、付章として、その中に採録される歌謡は治世の整いに照応する文脈が付帯するため、従来、歌謡の内容は悲恋歌とみなされていたが、むしろ高浜の地を楽しむ遊樂の歌とみるべきであると述べる。</p> <p>第二章では、新治郡笠間村条を取り上げている。当該条に採録された歌謡には「小泊瀬山」が読み込まれているが、当該の地誌及びそこに断片的に記された伝承記述には「葦穂山」とあり、「小泊瀬山」の名はその地域には存在しない。従来、当該歌謡は内容と伝承が直接的に関わらないため、採録理由が不明とされている。しかし、語彙に着目すると、伝承内の「石屋」と歌謡内の「石城」が重なり、同時代の類例の訓詁からこの二語が類義的に理解されていることを検証したうえで、伝承と歌謡が内容的にまったく無関係なのではなく、「石屋」と「石城」という語彙から想起される「逃避」や「隠れ処」といった文脈ならば接点が成り立つことを明らかにしている。さらに当該歌謡が萬葉集登載歌と類歌関係にあり、類歌の存在はその歌が人口に膾炙した蓋然性が高いことを示すことから、よく知られた歌を採録することで、伝承に対する現実性や信憑性を付与する要素として歌謡乃至は和歌が利用されていると指摘する。</p> <p>第三章では、筑波郡筑波岳条を取り上げて、富士山(福慈)と対比される筑波山の関係について述べる。当該条では新嘗祭の物忌みに際して訪問してきた祖神に対して、それを断る富士と受諾する筑波が描かれる。祖神は、富士には以後人が寄りつかない不幸の言を与え、筑波には以後人が集まる幸福の言を与える。従来、この伝承は二山に対する毀誉褒貶とされてきた。しかし、当時の一般通念に照らして新嘗の物忌みに訪問する祖神が誤っているのであり、対応は富士が正しく、筑波は禁忌を犯したことになるため、単純な毀誉褒貶の構造ではないとする。本文の用字法からは、祖神は富士に対しては「冒曰」とあり、筑波に対しては「諱曰」とある。「冒」は富士を軽んじた侮蔑を表すと同時にそのような態度で述べる祖神の不当性を示し、「諱」が自ら憚って避ける意を表すと同時に物忌みを破った筑波に対して祖神が自らの過ちを自覚したことを示す用字である。これは直接的には祖神の態度を表すものながら、富士・筑波・祖神それぞれの行為に対する述作者の評価を「冒・諱」によって明示したものであると述べる。</p> <p>第四章では、第三章に引き続き、筑波郡筑波岳条を取り上げて、筑波岳での歌垣の様子と採録された歌謡について述べている。歌垣での歌謡は相手となるべき女性を得られなかった内容になっている。男性の嘆きを歌うあり方には従来から「自分の間抜けさ加減を見本にして笑わせる」「こんな間抜けなことをせぬようにとの恋の教訓」(土橋寛『古代歌謡と儀礼の研究』岩波書店、1965)とみて戯笑歌とされてきた。しかし、「人妻に我も交はらむ我妻に人も言問へ」(萬葉集巻9・1759)とあるように相手を求める歌垣の場は、</p>			

むしろ見せかけの孤独を詠むことこそが求愛の「誘い歌」になる。この点で採録歌は歌垣での歌謡としては標準的なものであり、教訓であるとか戯笑歌といった評価は誤りであると指摘する。

第五章では、香島郡童子女松原条の歌垣の場での悲恋譚を取り上げている。お互いに未だ見ぬうちから噂だけで恋慕していた相手に、歌垣の場ではじめて出会い、人目を避けるように歌垣の場から抜け出して松原に入り互いの思いを述べるが、夜明けと共に人目を恥じた二人は松の樹になるという伝承である。従来、当該条の歌謡とその伝承は直接的な関係がないとされてきたが、指標となる「松原」の地名起源説話として捉えた場合、歌謡の内容は説話に包摂され、歌垣の場と男女の具体的な実態を叙述したものと考えられる。悲恋譚を描こうという文芸的意図や統一はないが、それだけに現実性が高い記録という性格が認められると述べる。

終章では、これまでの論述をまとめつつ、『常陸国風土記』における述作者は人々が生きる土地の実態を表す方法として自覚的に歌謡の採録を行ったと述べる。

(論文審査の結果の要旨)

本学位申請論文は、『常陸国風土記』に、その「土地」で共有された歌謡の詞章を採録することが風土記述作上の一方法であったととらえ、歌謡と地の文との関係性を分析したものである。結果として、歌謡の採録は、地誌という実態記録の場にあっては、その「土地」に生きる者の生活実態を示す効果があり、地誌に強い現実性を与える方法としてであると述べる。そしてこのことに風土記の述作者がいかにか自覚的であったかという点を、本文の徹底した訓詁と用字法から分析している。従来、その土地で共有された歌謡として、いわゆる「民謡」ととらえられてきた風土記歌謡の採録理由について明確にただけでなく、歌謡及び萬葉集といった歌集登載歌が素材として活用される実態を明らかにした点は高く評価される。後世、地名は和歌においてその背後に純化された文脈を付帯するようになるが、その形象化の過程には歌謡乃至は和歌が、特定の文脈において対象化されて一首全体が素材化する必要がある。地名起源説話や伝承といった特定の文脈と結びついた歌謡・和歌は、それ自体が歌意と伝承を共有知とする器となる。後世の地名歌枕とはそうした共有知を内在する存在であり、そこでは固有名詞それ自体が和歌において「地誌」として活かされる。本論文は、古代和歌史における「地誌」形成の契機として、地誌に包摂される歌謡を論じている。あくまでも『常陸国風土記』の方法とみたのは、歌謡包摂の具体を観察するために他ならない。その構想は非常に射程が長く、かつまた今後息の長い研究となるものと予想される。

以下、各章の成果と問題点をあげる。

第一章では、本文異同を徹底した訓詁から文脈の整合性を探索し、従来説を修正した点は評価できる。さらに研究史上、本文が揺れる要因を併せて明らかにした点もよい。典拠探索とその例示が手厚いのに比しては、「高浜」の地を称揚することの必然性が明らかではない点が惜しまれる。第三章ともかかわって、筑波山を源流とする信筑川が高浜の海に流れるという叙述が本条の前にわざわざ措かれることの意義は検証する必要があるだろう。

第二章では、従来、伝承と歌謡に内容的な関連性がないとされた箇所を再検討し、そこに語彙的共通性が認められることを明らかにし、特定文脈を導く語彙の語性という点で伝承と歌謡が接合すると指摘している。なお議論が尽くされていない箇所もあるが、概ね首肯される。伝承と歌謡が語彙を介して結びつくというのは、伝承内の語彙を歌謡のそれと同様に解釈せよということを一面で示すことにもなる。さらに利用された歌謡が、萬葉集登載歌と類歌の関係にあることは、人口に膾炙した和歌が注釈的な場面で例歌になりやすいことも示している。従来、伝承と歌謡が無関係とされ看過されてきた箇所が、むしろ無関係だからこそ、『常陸国風土記』の方法を色濃く示すということになるだろう。これらの点についてもさらに言及が欲しいところではあるが、しかし、本章は、従来説を相対化するだけでなく、後々に重要な価値を帯びることが予想される好論である。

第三章では、富士山(福慈)と筑波山、祖神の、それぞれの行為に対する評価が本文中の用字から観察できると述べる。首肯される論である。しかし、筑波山に対する祖神の祝言は直後の歌垣が許容される根拠でもあり、さらには前述したように信筑川によって筑波山と高浜と結ばれる事実は、筑波山の歌垣と高浜の遊樂の照応を導くようにみえる。こうした点にも踏み込んだ議論が欲しい。また、これは第一章にも通じる課題だが、風土記は対校本文が少なく、他文献のような本文批判に堪えられる質を有していない。先行研究があるとはい

え、その中で用字法を論じるには当該風土記の類義表記、同訓異字類の悉皆調査の結果を提示すべきである。加えて、本章中の「好字」とは和語（和訓）と漢語（字義）のどちらの評価軸による判断かは明確にすべきである。検証された漢籍の引用や典拠の存在は漢語を規準とするとみてよいようだが、しかし、所伝の内容は和語の文脈であるから和語による好悪の価値規準もあり得よう。これは常陸国だけでなく風土記全体に関わる問題であるからさらなる考察が必要である。

第四章は、歌垣での歌謡の質を明らかにするものである。歌垣と総称される場での歌謡が男性の独り寝の嘆きを詠う傾向が強いのは、むしろそのほうが求愛の「誘い歌」となるからであると結論付けたのは出色であって、萬葉集登載歌などの他の恋歌文脈への整いや包摂を試みる先行研究の盲点を突いた好論である。

第五章は、採録された説話文脈と遊離した歌謡が含まれる理由を明らかにするものである。第二章とは異なるタイプだが、当該箇所は、従来、説話と歌謡の文脈での整合性、地誌との関連性からみて、本文が一部欠損しているために解釈が難しい歌謡ながら、その内容は説話とは遊離しているとされてきた。しかし、当該箇所を地名起源説話として捉え直すことで説話内部に歌謡が包摂される蓋然性があることを示している。第二章と第四章を総合する観点からの論であり、首肯される論である。ただし第四章との関係からは、次の点にも注意すべきである。たとえば郎子と嬢子が歌垣の場から離れて結ばれるということと、夜明けと共に二人が松の樹になるという仕立ては、この若い男女の消失を意味する。これは歌垣の場での男女の結びが本来的な結婚ではないことを示す。本論文がいうように、地名起源説話とともに歌垣の場の記述に現実性を与えるために、一般性の高い歌謡が採録されたというのは確かにその通りではあるが、その「現実性」の内実として歌垣の場に対する当時の共通了解、すなわちその歌謡が選択される必然性にも言及が欲しいところである。

以上、なお不十分とみられる箇所もあるが、総じて斬新な着想と大きな構想に基づいた好論であると判断される。本論文に示された新知見は斯界の発展に寄与するものと思量する。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成29年2月6日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 平成 年 月 日以降